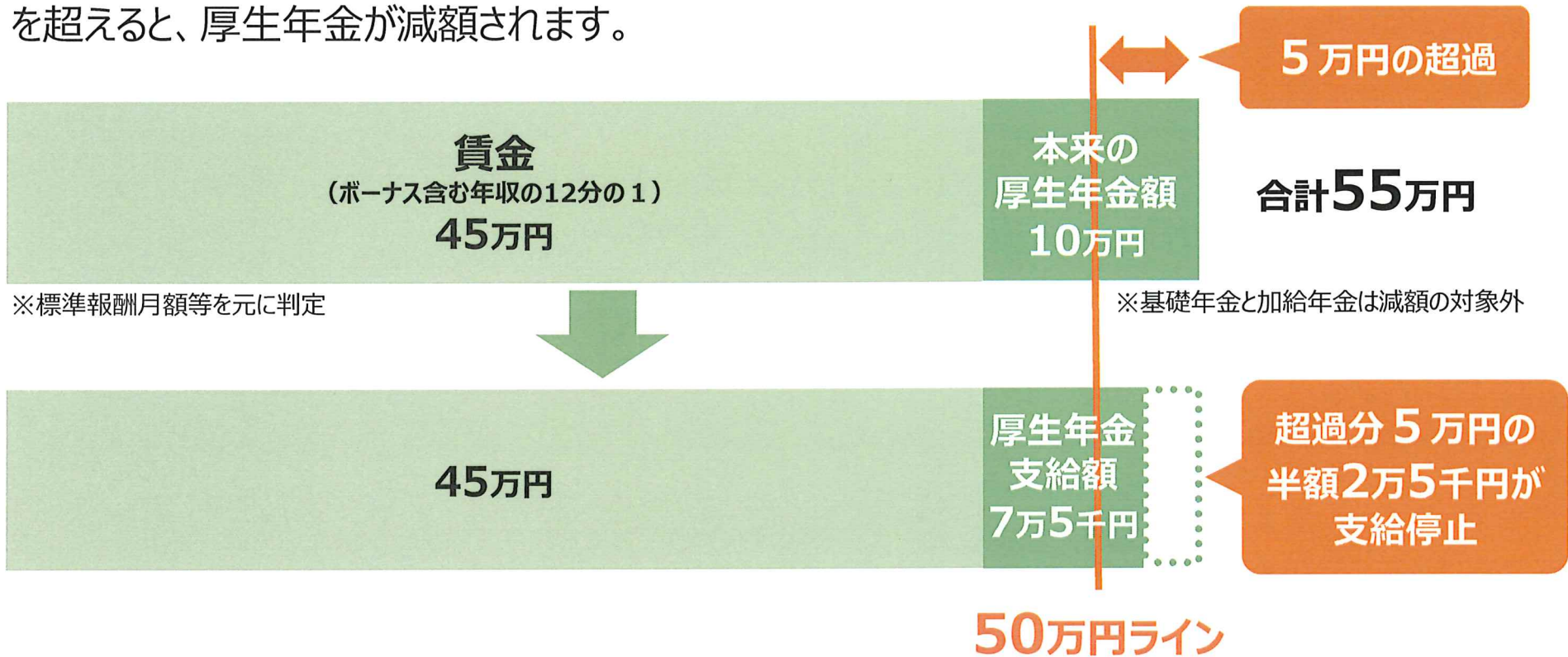


在職老齢年金の見直し

現在の在職老齢年金制度について

在職老齢年金とは、報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、一定の賃金を有する高齢者について、本来受給できる給付を制限する仕組みです。

働く高齢者の賃金と厚生年金の合計が50万円（2024年度の場合）を超えると、厚生年金が減額されます。



65歳以上の在職老齢年金制度の状況

平均寿命と健康寿命が延びる中、働きたいと考える高齢者が増えており、さらに人材確保や技能継承等の観点で、高齢者の活躍を求める世の中のニーズも高まっています。

65歳時点平均余命

1990年

男性：16.22年、女性：20.03年

2070年（推計）

男性：23.14年、女性：28.36年

健康寿命

2001年

男性：69.40歳、女性：72.65歳

2019年

男性：72.68歳、女性：75.38歳

就業率

65～69歳：34.7%（2003年）

65～69歳：53.5%（2023年）

令和4年 内閣統計局および厚生労働省「完全生命表」

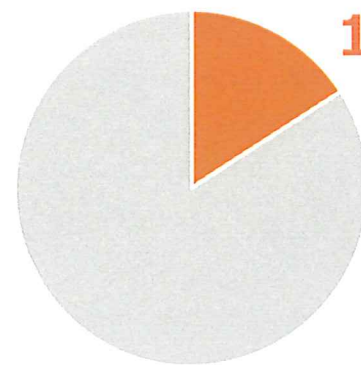
令和元年 厚生労働省「簡易生命表」

令和5年 総務省「労働力調査」

令和5年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
（令和5年推計[中位]）

高齢者の働く機会が増加する中、
働く年金受給権者**308万人**のうち
16% は年金が減額されています。
（2022年度末 年金局調べ）

65歳以上の在職受給権者



在職停止者
16%

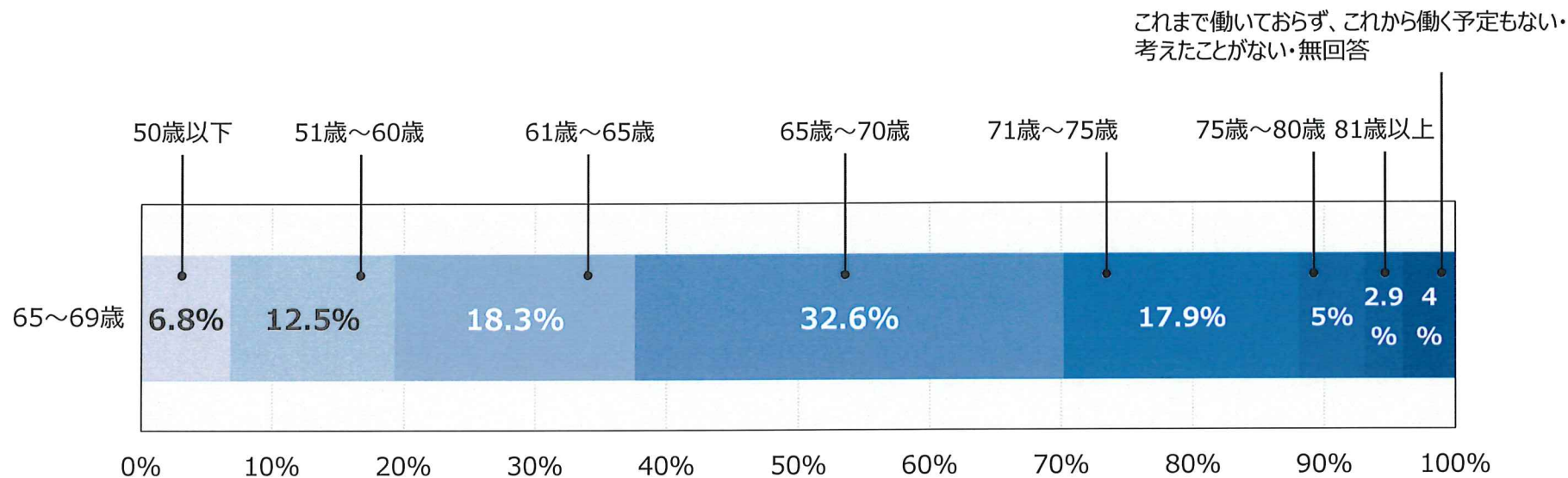


在職老齢年金を取り巻く環境①



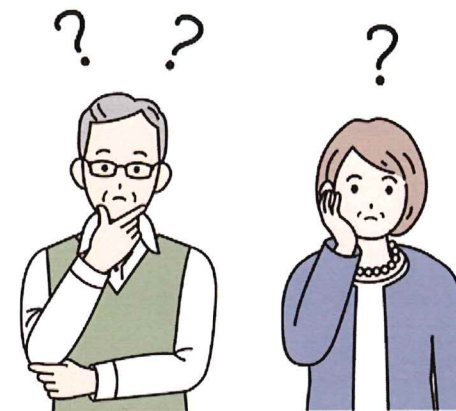
何歳まで仕事をしたいか、高齢者の意向

Q. あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいと考えますか。既に退職し、今後働く予定のない方は、何歳頃に収入を伴う仕事を退職しましたか。



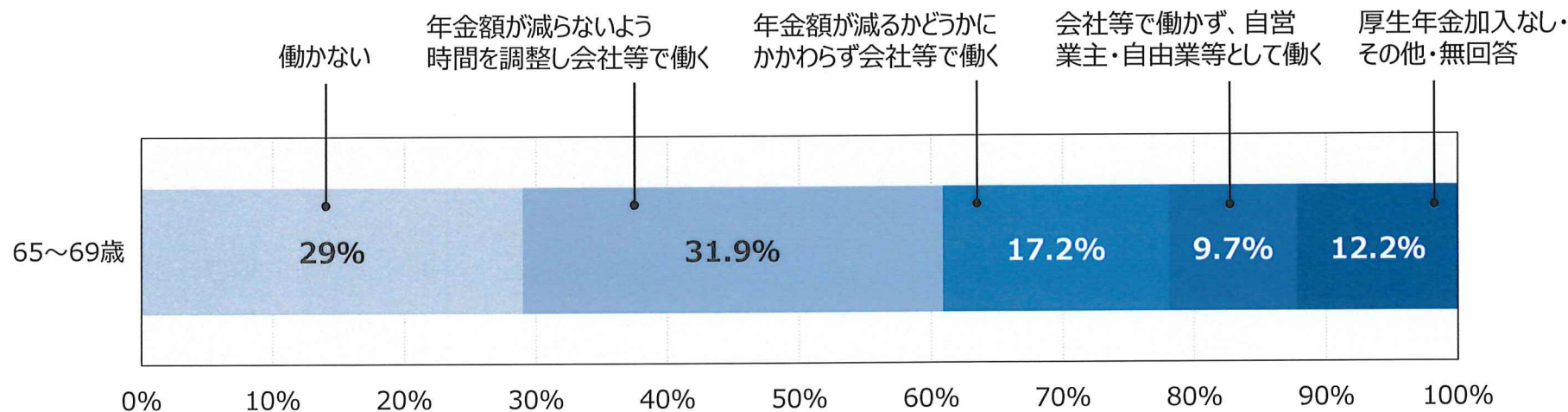
引用元：令和6年 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」

在職老齢年金を取り巻く環境②



厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方

Q. 厚生年金を受け取りながら会社などで働く場合、一定以上の収入があると、受け取る年金額が減ることになります。あなたが厚生年金を受け取る年齢になったとき、どのように働きたいと思いますか？



引用元：令和6年 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」

高齢者の働きやすさを向上させるために、在職老齢年金制度のあり方が課題になっています。

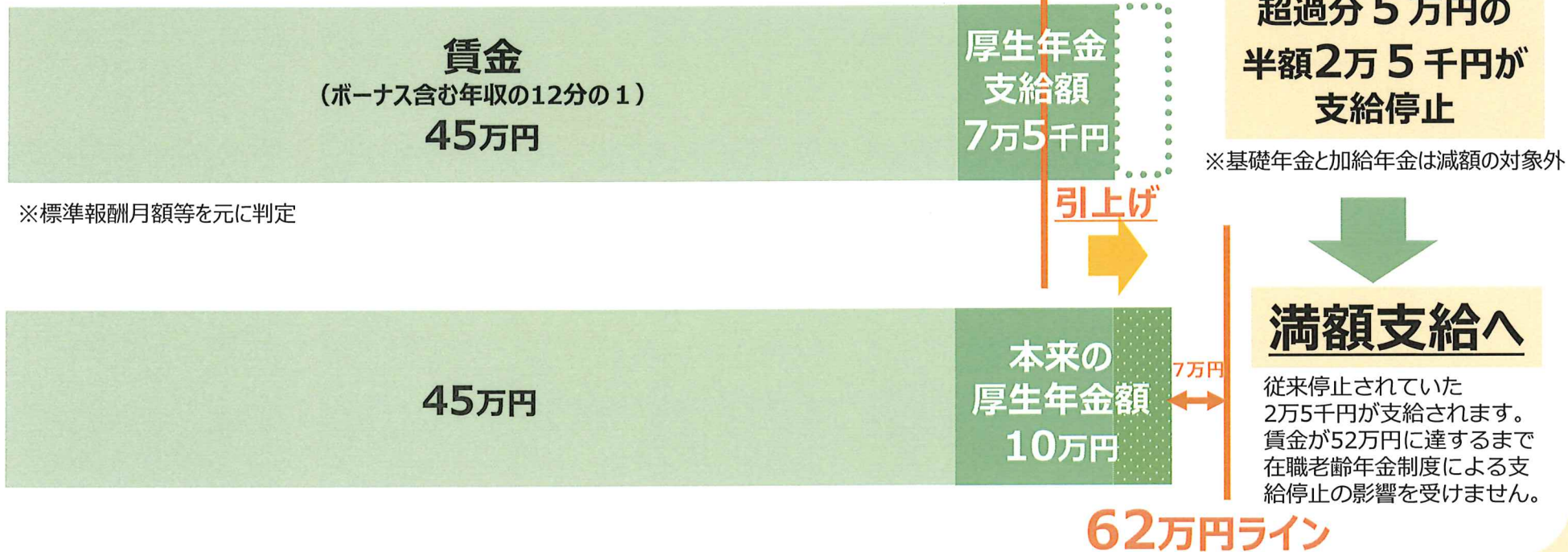
在職老齢年金制度の見直しについて

高齢者の活躍を後押しし、ライフスタイル等の多様化の反映、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から、在職老齢年金制度の支給停止の基準額の引上げを予定しています。

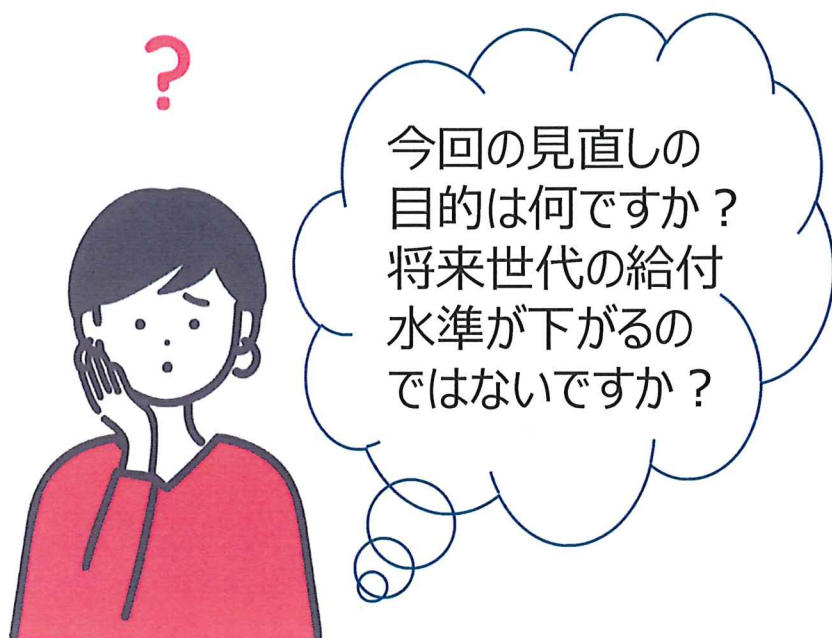
(50万円⇒ **62万円**へ)

※2024年度の金額。毎年度賃金変動に応じて改定。

賃金45万円、厚生年金10万円の場合



よくいただくご質問



人手不足が深刻となる中、高齢者の活躍の重要性が高まっています。

在職老齢年金制度が高齢者の労働意欲を削ぎ、さらなる労働参加を妨げている例もあることから、高齢者の活躍を後押しし、できるだけ労働を抑制しない、ライフスタイル等の多様化の反映、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から、在職老齢年金制度の見直しを検討しています。

在職老齢年金制度の支給停止の基準額を引き上げる場合は将来世代の給付水準が低下するため、現行制度を維持すべきというご意見があることと承知しています。

しかし、在職老齢年金制度の見直しを含め、制度改正全体で見れば、将来の給付水準が上昇します。

保険料や年金額の計算に使う
賃金の上限の引上げ

厚生年金における保険料の算定対象について

厚生年金における保険料は報酬（毎月受け取る賃金など）と賞与についてそれぞれ別に算定します。

報酬 (毎月受け取る賃金など)

3か月（基本4～6月）の
報酬を元に
「標準報酬月額」を算出

報酬月額	標準報酬月額
195,000 ～ 210,000	200,000
210,000 ～ 230,000	220,000
230,000 ～ 250,000	240,000
250,000 ～ 270,000	260,000

賞与

賞与が支給されるごとに
「標準賞与額」を算出

1,000円未満の端数を切り捨てた額が
「標準賞与額」

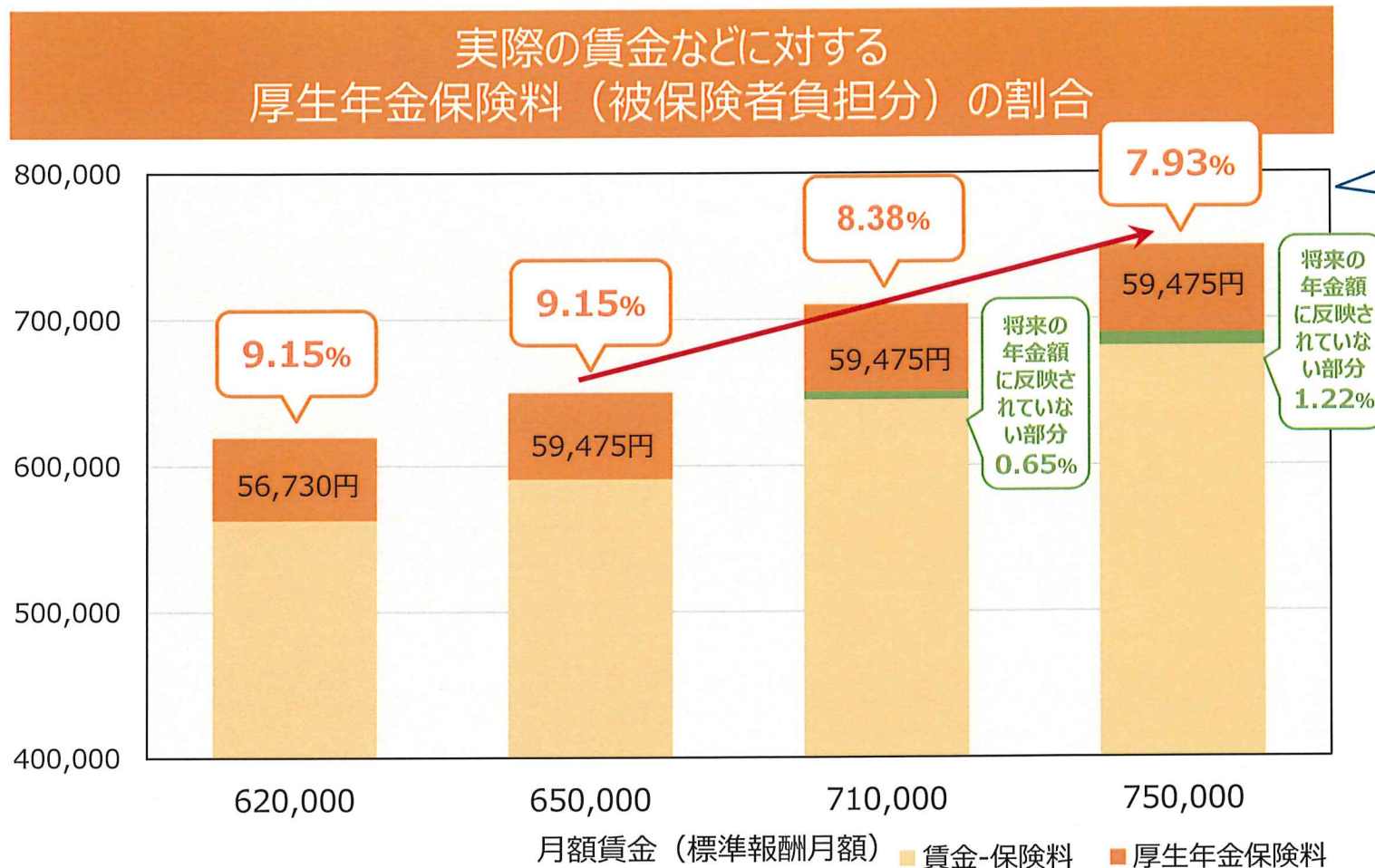
1回の上限は150万円と
定められている



それぞれについて、保険料率（18.3%）を掛けて保険料を決定します。
ご本人の負担はその半分です。

実際の賃金などに対する保険料の割合

現在の標準報酬月額上限（65万円）を超える賃金などを受け取っている方は、実際の賃金などに対する保険料の割合が低く、収入に応じた年金を受け取ることができない状態となっています。



65万円を超えると
賃金が増えても
保険料は増えない



標準報酬月額の上限の見直しを行った場合の給付と負担

毎月の賃金などが65万円以上の方の保険料と年金額の増加額（1年分）

標準報酬月額の上限	保険料の増加 (本人負担分)	年金額の増加
68万円に改正した場合	3.3万円/年	3.7万円/年（終身）
71万円に改正した場合	6.6万円/年	7.3万円/年（終身）
75万円に改正した場合	11.0万円/年	12.2万円/年（終身）

※同じ保険料で20年間加入した場合のおおよその金額です

新たな上限に該当する人や企業の保険料は増えますが、**将来の年金額も増えます。**

対象となるのは、現在の標準報酬月額の上限（65万円）を超える賃金などを
受け取っている方です。賞与も含めると、年収1,000万円程度に相当します。



※本ページの保険料額については、1,000円未満を切上げ。年金額については、1,000円未満を切捨て。